

令和元年度 第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会 議事録

- 日 時 令和元年7月25日(木) 13時30分から14時30分まで
- 場 所 市庁本館3階 議会第三委員会室
- 出席委員 小倉 和也 会長、李澤 隆聖 副会長、澤口 公孝 委員、高淵 壽男 委員、古戸 良一 委員、高橋 薫 委員
※小柳 達也 委員、松川 充 委員は欠席
- 事務局 福祉部長兼福祉事務所長、福祉部次長兼高齢福祉課長、参事兼地域包括支援センター所長、高齢福祉課職員

次第1. 開 会

■司会

それでは、ただ今より、令和元年度 第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。

本日は小柳委員、松川委員が欠席されておりますが、委員8名中6名の方が出席で、過半数以上の出席となっておりますので、「八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第7条のとおり、会議が成立することをご報告いたします。

それでは、議事に入りますので、ここからは会長に進行をお願いいたします。

次第2. 議事

■会長

それでは、議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、議事が4件ございますので、順次審議していきたいと思っております。

はじめに、(1)平成30年度 地域包括支援センター事業報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(1) 平成30年度 地域包括支援センター事業報告について

■事務局

それでは、議事の(1)平成30年度地域包括支援センター事業報告について、ご説明いたします。着席にて説明させていただきます。委員の皆様には、事前に資料を配付しておりますので、ポイントを絞ってご説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。1. 地域包括支援センター運営協議会は、平成30年度は2回開催し、7月には委託型地域包括支援センターの事業評価と地域ケア会議について、2月には平成31年度の地域包括支援センター運営方針と地域ケア推進会議について報告をさせていただきました。内容はご覧のとおりとなります。

次に2. 総合相談支援業務の(1)は、地域包括支援センター及び高齢者支援センター12か所が対応している総合相談の件数となります。平成30年度は高齢者支援センターでの相談が増加しております。これは、高齢者支援センターが地域の身近な相談窓口として周知されてきたことによるものと考えられます。相談内容の内訳では、「介護保険等のサービス利用に関する相談」や「一人暮らし」「認知症」に関する相談が上位を占めております。次に2ページをお開きください。相談者としては、家族からの相談が多く、次いで、本人、医療機関、ケアマネジャーの順となっております。

(2) 困難及び虐待対応回数については、表のとおりとなっております。この中で、家族、介護支援専門員、福祉サービス事業者などが参加する「多職種会議」は、前年度の約1.6倍となっておりますが、その要因として、高齢者のみならず、家族も精神疾患、経済困難といった問題を抱えている事例が多いことが考えられます。

(3) 高齢者見守りネットワーク事業についてですが、①の普及・啓発のほか、②の見守りネットワーク連絡会として、町内単位での見守りの立ち上げ支援を行っており、設置町内は横ばいの35町内となっております。

3. 権利擁護事業の(1) 成年後見制度の相談件数ですが、平成30年度は市包括で77件、高齢者支援センターで76件と合わせて153件となり、昨年度より67件少なくなっております。「市長申立て」については、平成30年度は15件行っております。

3ページをご覧ください。(2) 高齢者虐待の取組状況ですが、虐待の新規の相談件数は、平成30年度は61件となっております、そのうち、疑いを含む34件が虐待件数となっております。34件の支援状況については、右側の表のとおりとなります。八戸市における養護者による高齢者虐待の特徴ですが、虐待の種類としては、身体的、心理的虐待のケースが多くなっております。被虐待者は女性が多く、年齢的には70代後半と80代前半がやや多く、虐待をしていた養護者は、息子及び娘によるものが6割を占めております。また、要因としましては、認知症や介護負担がからむものが多いことが特徴としてあげられます。

(3) 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議ですが、必要な案件があった場合に開催し、平成30年度は1回開催しております。

次に4ページをお開きください。(4) 啓発活動ですが、例年どおり年1回、高齢者虐待防止研修会を実施しております。内容等については、資料のとおりとなります。また、研修会のほかに適宜、パンフレットの配布なども行っております。

(5) 市民後見推進事業についてですが、八戸市では平成23年度と平成28年度に市民後見人養成研修を実施し、平成30年度末、市民後見人候補者の登録者数は、19人となっております。①八戸市市民後見推進協議会は5回開催し、審議内容は表に記載のとおりとなります。また、家庭裁判所から市民後見人候補者の推薦依頼が来た際に、協議会で会議を行います。平成30年度は新たに3人の市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦し、現在5人の市民後見人が活動しております。次に5ページをご覧ください。②八戸市市民後見人フォローアップ研修会は、市に登録している市民後見人候補者に対して、毎年実施しているもので、表のとおり講義、演習等を行っております。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務についてですが、(1) 包括的支援事業研修会は介護支援専門員等を対象とし、例年どおり3回実施しております。

次に6ページをお開きください。(2) 地域ケア会議ですが、高齢者の個別課題を検討する「地域ケア個別会議」は52回、地域の共通課題を協議する「圏域ケア推進会議」は13回、ネットワーク化、新たな資源開発や政策形成を図るための「地域ケア推進会議」は、当協議会におきまして平成30年度の開催状況の報告という形で1回開催しております。

(3) 介護支援専門員に対する個別支援については、市包括と高齢者支援センターと合わせて258件の相談を受けております。相談対象者の介護度や内容、対応については、表のとおりとなります。

次に6ページ下段から7ページをご覧ください。5. 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務ですが、(1) は月別要支援等の認定者数、(2) は給付管理数となっております。認定を受けてもサービスを利用しない方もいらっしゃいますので、サービス利用者を対象者とした給付管理数は認定者数より少なくなっております。

7ページ中段から8ページをお開きください。6. 在宅医療・介護連携推進事業についてですが、(1) 八戸市医療・介護関係者多職種連携研修会と(2) 八戸市医療と介護の多職種連携意見交換会は表のとおり開催しております。

次に8ページから9ページをご覧ください。7. 認知症施策の推進についてですが、(1) 認知症地域支援推進員は保健師2人、高齢者支援センターの職員12人を新たに配置し、計18人体制で認知症施策の推進役を担っております。

(2) 八戸市認知症ケアパス作成・配布についてですが、「八戸市認知症ケアパス 認知

症たすけるすけ」を市内全世帯へ配布し普及啓発を図っております。

(3) 認知症初期集中支援事業についてですが、平成 29 年 10 月に認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置し、①普及啓発活動、②チーム活動、③チーム員会議、④チーム検討会、⑤チーム研修会を行っております。

(4) 高齢者福祉合同研修会についてですが、八戸市及び近隣 7 町村と合同で認知症施策に関連したテーマで研修会を開催しております。平成 30 年度は「地域における認知症ケア研修―つながる、つなげる 切れ目のない在宅医療・介護連携―」をテーマに研修会を実施し、市町村職員、介護保険サービス事業所職員、精神科のある医療機関など 196 人が参加しております。

8. 生活支援サービスの体制整備では、(1) 八戸市生活支援体制整備推進協議会を平成 29 年 4 月 1 日に設置し、高齢者の生活支援体制整備事業に関する検討を 4 回行っております。10 ページをお開きください。(2) 住み慣れた地域での生活を考えるワークショップでは、住民、大学生、福祉施設等の職員が参加するワークショップを 4 回開催しております。

続きまして、9. 介護予防事業の(1) 通所型及び訪問型介護予防事業の利用状況についてですが、表の人数は実人数となっております。運動機能向上の参加者は、ほぼ横ばいとなっております。

次に(2) 地域回想法による介護予防推進事業についてですが、平成 30 年度は 1 地区で実施しております。

10. 家族介護支援事業の(1) キャラバン・メイトの支援及び認知症サポーター養成講座についてですが、①キャラバン・メイトの支援として、矢巾町におけるキャラバン・メイト等の活動の取組をテーマに、フォローアップ研修会を開催しております。11 ページをご覧ください。八戸市内 82 人のキャラバン・メイトがボランティア活動保険に加入し、活動していただいております。②の認知症サポーター養成数ですが、平成 30 年度末で 18,148 人となっております。平成 30 年度の認知症サポーター養成講座の特徴としては、一般住民、職域、学生のサポーターが増えております。また、学校での講座は全てキャラバン・メイトが企画・開催し、講座全体の 40%を自主的に企画・開催しております。

(2) 認知症フォーラムについてですが、開催日の訂正がございます。お手元の資料の開催日を平成 30 年 10 月 12 日から 14 日に訂正をお願いいたします。認知症フォーラムは平成 22 年度から実施しており、平成 30 年度は「これって認知症? ―認知症と間違えやすい病気―」をテーマに、講演会やスライド劇、「認知症カフェの紹介」「家族の会の活動紹介」「成年後見制度の紹介」などを行っております。

12 ページをお開きください。(3) あんしんカード事業についてですが、認知症などにより、徘徊のおそれのある方を事前に登録するもので、平成 29 年度からは八戸圏域連携中枢都市圏の事業として八戸市及び近隣 7 町村で実施、平成 30 年度末現在、296 の方が登録しております。

11. その他については、ご覧のとおりとなります。

次に 13 ページをご覧ください。12. 高齢者保健福祉サービスに関する啓発活動となっております。次に 14 ページをお開きください。13. 地域包括支援センター推進事業の実績となっております。

以上で、平成 30 年度の事業報告を終わらせていただきます。

■会長

ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対して、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

■委員

11 ページにボランティア活動保険へ加入とありますが、市民連携推進課が担当で、八戸圏域を対象に実施している住民活動保険が適用されないため、ボランティア活動保険に加入したということでしょうか。

■事務局

平成 30 年度までは社会福祉協議会で取り扱っているボランティア活動保険に加入して

おりましたが、今年度からは市民連携推進課が実施している住民活動保険に移行しております。

■会長

他になければ、平成 30 年度の事業報告について承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、平成 30 年度地域包括支援センター事業報告について、承認することといたします。

(2) 令和元年度 地域包括支援センター事業計画について

■会長

次に、(2) 令和元年度地域包括支援センター事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、令和元年度地域包括支援センター事業計画についてご説明いたします。着席にて失礼いたします。資料 2 の 1 ページをご覧ください。まず、令和元年度地域包括支援センターの体制についてですが、高齢福祉課内に基幹型の地域包括支援センター 1 か所と、八戸市内 12 の日常生活圏域に委託型の高齢者支援センター 12 か所を設置し、介護や福祉に関する相談や介護予防事業、地域に密着した活動やネットワーク構築の促進等、地域における高齢者へのきめ細かな支援等を行っております。

(2) の職員配置状況につきましては、ご覧のとおりです。職員数は全体で非常勤職員を含め 77 人でございます。今年度は、新たに基幹型に非常勤職員の保健師や管理栄養士、作業療法士を配置し、介護予防の強化に努めております。

次に 2 ページをお開きください。こちらは担当地区の分担表でございます。地域包括支援センター及び高齢者支援センターを 3 チームに分け、市内全体をカバーしております。

次に 3 ページをご覧ください。今年度の事業計画についてご説明いたします。

まず、1. 目的についてですが、高齢者が可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することとしております。

次に、2. 目標及び 3. 基本機能は、資料に記載されているとおり、5 つの目標及び 8 つの基本機能に基づき実施してまいります。

4. 事業実施計画の (1) 共通的支援基盤事業は、地域包括支援センター運営協議会を今回を含めて 2 回開催し、地域包括支援センターの公正かつ中立な運営の確保を目指してまいります。(2) の包括的支援事業の 1) 総合相談支援業務、2) 権利擁護業務については、記載しております事業を昨年度から引き続き実施するものであります。

次に 4 ページをお開きください。3) 包括的・継続的ケアマネジメント②、③についてですが、各高齢者支援センターが主催する地域ケア個別会議や圏域ケア推進会議を、それぞれ年 6 回、年 2 回以上開催するものであります。また、地域ケア推進会議につきましては年 1 回開催予定としており、開催に向けて準備を進めているところであります。

4) 在宅医療・介護連携の推進については、昨年度に引き続き、医療と介護の多職種連携意見交換会で、連携に対する課題の抽出等を行う予定で、年 3 回の開催を計画しております。在宅医療・介護関係者研修会につきましても、昨年度同様、年 1 回の開催を予定しております。

5) 認知症施策の推進につきましては、認知症地域支援推進員の配置人数が、今年度新たに 9 人が所定の研修を受講したことにより、昨年度の 18 人から今年度は 27 人へと増員しております。27 人中、高齢福祉課に 6 人、高齢者支援センターには 21 人の配置となつ

ております。②の八戸市認知症総合支援検討会議は、昨年度までの認知症ケアパス検討会議と認知症初期集中支援チーム検討会の機能を一本化し、認知症施策全般について検討する会議として年1回開催予定としております。③の高齢者福祉合同研修会は、今年度は12月に認知症地域支援推進員の活動に関する内容で開催予定です。

6)の生活支援サービスの体制整備については、今年度、生活支援体制整備事業推進協議会を年4回開催します。また、市内25地区を対象に地区ワークショップを開催するほか、内舟渡町内を対象に地域密着ワークショップを開催する予定です。

(3)介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、1)の②訪問型サービスAについて、旧介護予防訪問介護に係る基準より緩和した基準による訪問型サービスを7月から八戸市シルバー人材センターに委託し実施しております。また、2)④の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、厚生労働省が全国の市町村に3年に1度の実施を求めているもので、「第8期八戸市高齢者福祉計画」を策定する上での基礎資料とするものです。調査の実施時期につきましては、厚労省から調査項目が示されてからの実施となるため、秋以降に実施する見込みです。

2)⑤の介護・認知症予防センターについては、来年度からの事業開始に向け、準備を進めているところです。

次の(4)家族介護支援事業及び(5)指定介護予防支援事業、(6)その他については、記載のとおりです。

次に6ページと7ページをご覧ください。八戸市地域包括支援センターと高齢者支援センターの役割分担となります。主に市の地域包括支援センターでは、委託したセンターを統括し、委託型センターの指導・助言等の後方支援を行うほか、地域包括ケアシステムの構築のために、地域包括支援センターを中核として、国が重要施策として推進しております。認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携推進、生活支援体制の整備、地域ケア会議の充実、総合事業の多様なサービスの実施等の推進に重点的に取り組むこととしております。

次に8ページから9ページをご覧ください。今年度、各高齢者支援センターが特に力を入れて取り組む重点活動及び目標となります。

以上で、今年度の事業計画についての説明を終わります。

■会長

ありがとうございます。ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

■委員

市内に25ある地区民生委員児童委員協議会では定例会を開催していますが、12圏域の高齢者支援センターの職員の定例会への参加状況は把握していますか。

■事務局

各高齢者支援センターから、業務の実施状況について毎月報告を受けておりますので、定例会の参加状況についても把握しております。

■事務局

12圏域の高齢者支援センターとも、担当圏域の地区民生委員児童委員協議会の定例会等に参加させていただいて、連携をとらせていただいております。

■会長

4ページの6)生活支援サービスの体制整備について、25地区で地区ワークショップを開催し、内舟渡地区の方では地域密着ワークショップを開催するということですが、どのような違いがあるか詳しくお聞かせいただけますか。

■事務局

25地区での地区ワークショップに関しましては、これまでと同様の取組を進めていくこととしております。

地域密着ワークショップに関しましては、介護予防等に積極的に取り組まれており、今後の発展が見込まれる地区として内舟渡地区を選ばせていただいて、同地区で介護保険サービス等を提供している池田介護研究所と連携してモデル的に実施していきたいと考えておりました。これまでのワークショップでは全般的な話をしてまいりましたが、さらに深

く掘り下げていく形で進めていきたいと考えております。

■会長

他になければ、令和元年度の事業計画について、事務局案のとおり承認することによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、令和元年度地域包括支援センター事業計画について、承認することといたします。

(3) 委託型地域包括支援センターの事業評価について

■会長

次に、(3) 委託型地域包括支援センターの事業評価について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、委託型地域包括支援センターの事業評価について、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。資料3の1ページをご覧ください。

まず、1. 評価の目的ですが、昨年4月から設置している12の委託型地域包括支援センター、以下「高齢者支援センター」と言いますが、地域に求められる機能を十分に発揮するために、人員体制、業務の状況を把握・評価し、地域包括支援センターの設置者及び市が事業の質の向上、改善を図るため実施するものであります。

2. 評価期間については、資料のとおりとなります。

3. 事業評価の実施方法とスケジュールですが、(1) 事業評価の種類は、高齢者支援センターが行う自己評価と市が行う行政評価となります。まずは自己評価について書類審査を行い、その後市の職員によるヒアリング審査を経て、行政評価案を作成いたしました。本日の会議で行政評価案をご審議していただき確定となります。

2ページをご覧ください。(2) の評価方法、(3) の日程ですが、評価は4段階から2段階で評価し、本日の会議にて審査後8月中旬に各高齢者支援センターへ結果を通知し、市ホームページ等で公表となります。

4. の事業評価の結果、(1) 事業評価の結果概要ですが、評価は9つの評価項目、55の評価指標により評価を行い、結果は表のとおりとなります。事業間連携が100%で一番高く、個人情報の管理が77.1%で一番評価が低いという結果でした。

3ページをご覧ください。評価結果をレーダーチャートで示したものととなります。評価結果及びレーダーチャートに示されている9項目の数値は、評価指標の平均値となります。評価の結果、12のセンターにおきましては、自立支援・重度化防止を念頭に適切なサービスにつなげていることが確認できたほか、各種支援を通じて地域の関係機関・団体と包括的なネットワークの構築に努めていることが確認でき、全体的に委託契約書や業務仕様書、事業計画に基づいて適切に業務を遂行していると認められました。

(2) の評価項目ごとの分析については、評価の平均が低い項目についてご説明いたします。1-(1)組織運営体制は、配置を義務付けている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の一部が準ずる者の配置となっていることや、事業計画に掲載されている重点業務の検討の記録が残されていなかったことにより平均値が84.7%という結果となりました。4ページをご覧ください。1-(2)個人情報の管理は、個人情報の持出・開示時の管理簿への記載、確認について、持出時の管理が十分に行われていなかったため77.1%という結果となりました。2-(1)総合相談支援業務は、相談事例の終結について、相談事例ごとに市とセンターが協議の上、終結を判断・決定しておりましたが、共通の条件を定めていなかったことにより81.9%という結果となりました。2-(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、指定居宅介護支援事業所に対して年度当初に研修会等の開催計画

を示していなかったため 77.8%という結果となりました。2-(4)地域ケア会議は、会議開催後、議事録や検討事項が参加者間で共有されていなかったことやモニタリングが行われていない個別事例があったこと、地域課題を検討する圏域ケア会議の開催に至らなかったセンターがあったことにより 86.1%という結果となりました。

5 ページをご覧ください。(3) 高齢者支援センターの各業務における好事例をご紹介します。担当圏域の町内会に対し高齢者支援センターのパンフレットの班回覧を依頼している事例や、周知用のポケットティッシュを作製し地域のイベントで配布を行いセンターの周知を図っている事例がありました。また、関係機関の情報をマッピングしセンター内に掲示する、センター独自で毎月発行している情報紙に消費者被害に関する情報を掲載し啓発を行う等の好事例がありました。その他については資料をご覧ください。

(4) 今後の取組ですが、委託型地域包括支援センター、当市でいう高齢者支援センターは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律において、地域包括支援センターの事業評価を行うとともに必要な措置を講じなければならないとされたことから実施いたしました。当市においては平成 30 年度が委託初年度だったため、今回の事業評価が初めての取組となります。6 ページをご覧ください。今回の事業評価を踏まえ、個人情報の管理については、個人情報を持ち出す際、記録管理がなされていないセンターが複数あったことから、市において管理簿の参考様式を作成・配布し、記録・確認の徹底を依頼していく。総合相談については、相談事例の終結について市とセンターとで協議し共通の終結条件を定める。地域ケア会議では、開催目標回数に満たないセンターもありましたので、円滑に会議を開催できるよう支援をしてまいります。今後も高齢者支援センターが地域において求められる機能を発揮できるよう、引き続き市とセンターとの連携・協力のもと必要な機能強化を図ってまいります。

7 ページ以降は各センターの評価結果をレーダーチャートで示したものでございます。赤は八戸市平均、青は各センターの評価となります。

以上で委託型地域包括支援センターの事業評価の説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

■副会長

資料の 4 ページの 2 行目「配置を義務付けている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種の一部が準ずる者の配置となっている」ということでございました。確かに法律上そのように規定されておりますが、資料 2 の 2 ページに記載されている高齢者支援センターの配置職員の職種を見ると、保健師が配置されている高齢者支援センターが 1 か所しかない状況にあります。こうした状況を考えれば、八戸市において今後も国の方針に従って 3 職種の配置に対してこうした評価をしていくとなると、この評価項目については今後も一向に改善されないような気がしています。

1 センターのみ保健師が配置されていて、その他のセンターにおいては保健師に準ずる者として看護師が配置されており、現実と国の考え方の中で 3 職種の配置にギャップがあるように感じています。それでも、市は国の考え方に従って 3 職種を配置するというお考えをお持ちなのでしょうか。12 の高齢者支援センターのうち、1 か所しか保健師を配置することができていないという状況からは、現実と国の考え方が乖離しているような気がしてなりません。

■事務局

副会長がおっしゃるとおり、3 職種の配置につきましては看護師を含めて準ずる者の方が多く配置されておりますが、市としては特に問題視しているものではございません。

今回の事業評価は国が定めた評価項目、評価指標及び評価基準に基づいて実施した関係上、結果的にこのような評価になっているという状況です。だからと言って、今回の評価結果を受けて、市の方で各センターに保健師の配置を強く求めるというものではございません。

■副会長

国の方では、今後も 3 職種にこだわっていくのでしょうか。

■事務局

その点につきましては、それほど気にしなくても大丈夫かと考えております。

本来であれば、3職種を配置することができればよいかと思いますが、現状としては3職種を配置するというのは厳しい状況でありますので、その点につきましては私どもも十分考慮しているつもりであります。

■委員

高齢者支援センターに3職種を配置することができないことによって、地域に何かしらの支障が生じるものなのでしょうか。

■副会長

特に問題はございません。ただ、3職種を探すというのは、現場運営サイドからすると厳しいと申しますか。

■委員

特に支障が無いのであれば、少し基準を和らげてもいいのかなと思いました。

■事務局

その点につきましては、私どもの方でもかなりの回数の研修を開催しておりますし、常に情報交換であったり、意見交換であったりを通じて、高齢者支援センター職員の資質向上に取り組んでおります。また、高齢者支援センターの方でも一生懸命取り組んでいただいているという現状でございます。

■副会長

余談ですが、委託されている高齢者支援センターの財務状況はいかがですか。ザックリとしたところで構いませんか。

■事務局

いずれの高齢者支援センターも持出しがあるという状況でございます。

12圏域の各高齢者支援センターの皆さんにおいては委託業務に限らず、社会貢献と申しますか地域貢献と申しますか、そのような観点からも業務に取り組んでいただいている現状です。

■会長

最初のご質問にありました保健師の配置については、元々保健師と看護師は似ているようで全然違う職種ですので、国の考えとしてはやはり保健師を配置してほしい。ただ、現実的に厳しいということで、研修などをとおして業務に当たることができるようにしていますので、対応していただければと思います。

■委員

個人情報の管理に関してですが、平均値で77.1%と一番低くなっています。個人情報の漏洩ということはないかと思っています。資料には取組に対するコメントも付されていますが、端的に言って何が悪くてこのような評価になっているのでしょうか。もう少し具体的にお聞かせいただけますか。

■事務局

ケース対応や実態把握等で地域に出向くときに、個人情報を含めた関係資料を携行する場合がございます。本来であれば、個人情報を取り扱うわけですので、持ち出した日時や返却した日時、職員の氏名等を帳簿で管理しておく必要がありますが、それがなされていないセンターが何か所かあったということがございます。あとは、個人情報の取扱いに関する規程が整備されていないセンターも一部ございました。

今回の事業評価を通じて、そのような実態を把握することができましたので、12圏域の高齢者支援センターには帳簿での管理を徹底するようとお話させていただきましたし、実際に各センターで取り組んでいるところでございますので、来年度は当該指標については改善されるものと考えております。

■会長

他になれば、委託型地域包括支援センターの事業評価について、事務局案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、委託型地域包括支援センターの事業評価について承認することといたします。

(4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

■会長

次に、(4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、資料4「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について」をご覧ください。

本件は、「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合に、中立性及び公平性の確保を図る必要があるため、承認をいただくものです。

本日は、1. 委託事業所に記載しております事業所につきまして、ご審議をお願いいたしておりますが、既に委託契約を締結しておりますので、事後承認をいただけますようお願いいたします。

「湯の里にのへ指定居宅介護支援事業所」につきましては、市内に住民登録のある要支援認定者が、母親の所在地であります岩手県二戸市に一時的に住む間に、当該地域で介護サービスを利用したいとの申出があったため、同事業所と委託契約を締結し、サービスを提供するものでございます。

「居宅介護支援ゆうしんかん・らいふ」につきましては、市内に住民登録のある要支援認定者が、娘の居住地であります北海道千歳市に一時的に住む間に、当該地域で介護サービスを利用したいとの申出があったため、同事業所と委託契約を締結し、サービスを提供するものでございます。

「ケアプランコスモス」につきましては、市内に住民登録のある要支援認定者が、娘の居住地であります埼玉県朝霞市に一時的に住む間に、当該地域で介護サービスを利用したいとの申出があったため、同事業所と委託契約を締結し、サービスを提供するものでございます。

「ケアプランセンター長生園」につきましては、本人からの希望により同事業所と委託契約を締結し、サービスを提供するものでございます。

事業所の詳細といたしましては、2ページ目の2. 職員に関する事項をご覧ください。

「湯の里にのへ指定居宅介護支援事業所」につきましては、受託業務を実施する介護支援専門員は1名、勤務形態は常勤・専従、予防プラン作成経験年数は12年となっております。受持利用者数及び受託可能件数につきましては、特定の要支援認定者に係る契約のため省略しております。

次に、「居宅介護支援ゆうしんかん・らいふ」につきましては、受託業務を実施する介護支援専門員は1名、勤務形態は常勤・専従、予防プラン作成経験年数は8年となっております。受持利用者数及び受託可能件数につきましては、特定の要支援認定者に係る契約のため省略しております。

次に、「ケアプランコスモス」につきましては、受託業務を実施する介護支援専門員は1名、勤務形態は常勤・専従、予防プラン作成経験年数は11年となっております。受持利用者数及び受託可能件数につきましては、特定の要支援認定者に係る契約のため省略しております。

次に、「ケアプランセンター長生園」につきましては、受託業務を実施する介護支援専門員は1名、勤務形態は全て常勤・専従、予防プラン作成経験年数はご覧のとおりとなっております。受持利用者数ですが、こちらは担当している利用者の数となっております。

また、給付管理件数は受持利用者数のうち、実際にサービスを利用している利用者の数で、令和元年6月1日現在のものとなっております。予防プラン作成経験年数3年の介護支援専門員は受持利用者数5人。うち、給付管理件数は4人。事業所全体として、受託可能件数は7件となっております。

最後に、3. 給付管理者数についてですが、ケアプランセンター長生園の介護支援専門員が受け持っている利用者の中で、実際にサービスの提供を受けられている方々の介護度を表したもので、ご覧のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようであれば、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、事務局案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、承認することといたします。

(5) その他

■会長

議事は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

■事務局

ご審議いただき、ありがとうございました。

資料1の11ページ、認知症フォーラムの開催日について皆様に訂正をお願いいたしました。事務局の確認不行届きでございまして、実際は21日、日曜日でございました。重ねての訂正となり大変申し訳ございませんでした。

■会長

私の方から、認知症施策と在宅医療・介護連携推進事業に関する事で2点申し上げたいと思います。

これは医師会としても課題であると考えておりますが、私も認知症サポート医として従事しておりまして、市内には何人か認知症サポート医の先生がいらっしゃいますが、どうもうまく連携や活用がなされていないのではないかと感じております。実際、私のところに高齢者支援センターの方からは認知症に関する相談がほとんどない状況です。実際には、サポート医のところですか、一般のかかりつけ医のところに認知症の方が来られたり、高齢者支援センターへ認知症の方が来られたりします。そのときは必ず医療的なことと介護保険関係のことが必要になりますので、高齢者支援センターとかかりつけ医又はサポート医との連携が必要となります。医師会とも協力をして、より連携がスムーズに、そしてサポート医の力を活用していただけるような形に是非していただきたいと考えております。

また、サポート医との連携とも関連するのですが、在宅医療・介護連携推進事業の中で、情報共有のためのICT連携をNPO法人Reconnect(リコネクト)の方で提供させていただいておりますけども、認知症の方ですか、在宅に関わる方との連携について、是非、高齢者支援センターの方でもご活用いただければと思います。高齢者支援センターの皆さんにはconnect8(コネクト エイト)に入っているのはおりますが、利用状況を見ますと十分に活用されていないというようなことがございますので、かかりつけ医やサポート医との連携ですとか、在宅との連携に是非活用していただければと思います。Reconnectの方でも具体的にどのように活用できるかを提示させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、他にないようでしたら、以上をもちまして議事を終了し、進行を事務局へお返しいたします。

次第3. 閉会

■事務局

ご審議ありがとうございました。

次回の運営協議会は、令和2年2月6日（木）に開催する予定でございます。

内容としましては、令和2年度地域包括支援センター運営方針についての審議と地域ケア推進会議の活動状況報告等を予定しております。後日文書でご案内差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上で、連絡事項を終わります。

■司会

これをもちまして、令和元年度 第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。

委員の皆様、本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。